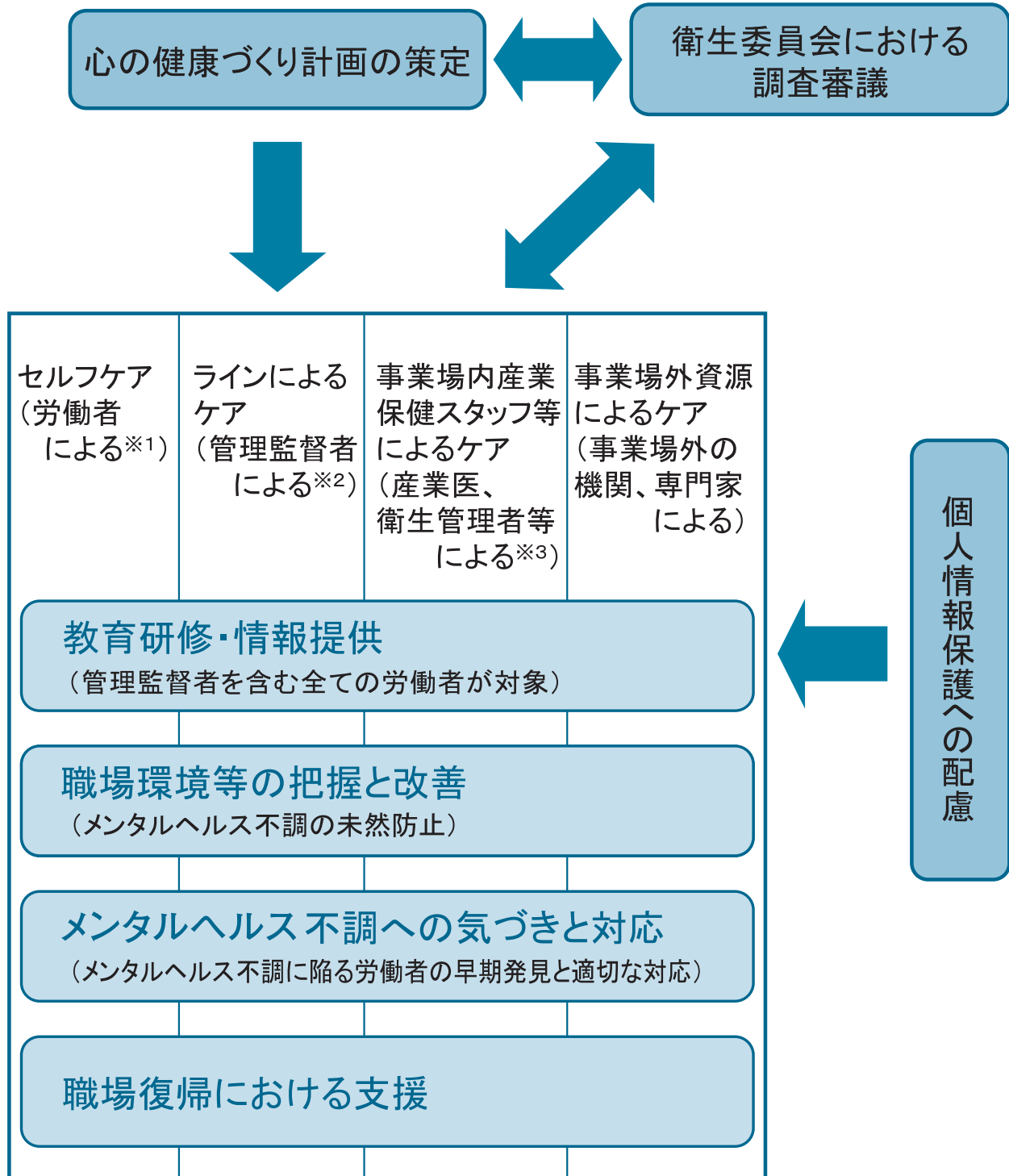


5. 4つのメンタルヘルスケアの推進

メンタルヘルスケアは、「セルフケア」、「ラインによるケア」、「事業場内産業保健スタッフ等によるケア」及び「事業場外資源によるケア」の「4つのケア」が継続的かつ計画的に行われることが重要です。

なお、事業者は、メンタルヘルスケアの推進の実務を担当する事業場内メンタルヘルス推進担当者を選任するよう努めることが重要です。 【指針：5】



(※1、2、3は、P6を参照)

- ※1 管理監督者もセルフケアの対象者に含まれる。
- ※2 通常のラインによるケアが困難な業務形態の場合も、実務において指揮命令系統の上位にいる者によりケアが行われる体制を整えるなど、同様のケアが確実に実施されるようにする。
- ※3 それぞれのスタッフの役割は以下のとおり。

○**産業医等**：専門的立場から対策の実施状況の把握、助言・指導などを行う。

また、長時間労働者に対する面接指導等の実施やメンタルヘルスに関する個人の健康情報の保護についても、中心的役割を果たす。

○**衛生管理者等**：教育研修の企画・実施、相談体制づくりなどを行う。

○**保健師等**：労働者及び管理監督者からの相談対応などを行う。

○**心の健康づくり専門スタッフ**：教育研修の企画・実施、相談対応などを行う。

○**人事労務管理スタッフ**：労働時間等の労働条件の改善、労働者の適正な配置に配慮する。

